

## 港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況に対する意見一覧

| 基本方針             | 小項目                | 意見  | 委員名  | 意見に対する区の現状   | 追加資料   | 担当課    |
|------------------|--------------------|---|------|--|--|--------|
| 1<br>教育・保育施設等の充実 | (1) ②幼稚園の適正規模の確保   | 幼児人口の増加傾向は明白に鈍化しているため、「著しい増加」の表現は修正が必要である。  | 北條委員 | 次期計画策定時に、その時の人口動態を踏まえ、表現を調整します。  |  | 教育政策担当 |
|                  |                    | 幼稚園児の受け入れについて<br>保育園同様幼稚園を希望して入園できない児童が待機児童同様にいるにも関わらず、あまり重きを置いていない。3年保育を希望して入園できなかった方の救済措置はあるのか。<br>(港区は私立幼稚園も入園が困難であり、一部では他区へ幼稚園に通わせている方々もいる。公立幼稚園は私立幼稚園の募集後に行うため、落ちた方の行き場がない状態である) | 村上委員 | 「幼稚園の受け入れ体制の充実」として、港区基本計画等に位置付け、計画的に整備しています。30年度は港南幼稚園において、31年度は麻布幼稚園において、受け入れ定員拡大する予定です。希望する幼児がすべて入園できるよう、受け入れ体制を充実していきます。  |  | 教育政策担当 |
|                  |                    | 3才児20名の定員とあるが、担任は何名か。(保育園の3才児は、今年から15対1である)   | 東委員  | 担任は1名ですが、3歳児学級では、非常勤講師が配置されません。  |  | 教育政策担当 |
|                  | (1) ③幼稚園の受け入れ体制の充実 | 進捗状況表では、合計20名の3歳児定員増を行ったことを以てA評価になっているが、この増設分で幼稚園の待機児童がどの程度解消されたのか明確にしていきたい。  | 柳田委員 | 28年度20名、29年度27名の3歳児定員増を行っています。これにより、区立幼稚園の補欠登録者数は、平成27年度末現在95名であったのに対し、平成28年度末現在で18名となっています。この18名には他の区立幼稚園に通いながら補欠登録している幼児も含まれます。<br>認定区分について、2号認定は、「満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども」が対象となるため、区立幼稚園に通う幼児の大半は1号認定です。2号認定を除く、満3歳以上の就学前のすべての子どもが1号認定を受けられます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1・2・3号認定される子どもの幼稚園充足度合いを示すデータ<br/>→データ等はありません</li> <li>・幼稚園応募者には、1・2・3号認定をされない在宅家庭の子どもも含まれると思う。その子ども達の応募状況と増設分による過不足状況などの追加資料<br/>→データ等はありません</li> </ul> | 教育政策担当 |

| 基本方針             | 小項目           | 意見   | 委員名     | 意見に対する区の現状   | 追加資料                       | 担当課            |
|------------------|---------------|--|---------|--|----------------------------|----------------|
| 1<br>教育・保育施設等の充実 | (2) ① 保育施設の充実 | 待機児童が 100 人増加し、認可園に入れていない児童が 1,078 人にのぼるという現状を踏まえると、さらなる施設の整備が急務である。待機児童が 0 とするための施設整備の数値目標をこの項目の事業内容に掲げるべきである。保活当事者として 30 を超える保育所を見学したが、平均して認可園は設備だけでなく保育の質も高いということは多くの保護者が感じているところである。さらなる認可園の開設こそが区民のニーズであることは明らかで、早急に進めてほしい。 | 清水委員    | 子ども・子育て支援事業計画では、平成 31 年度までの量の見込み（保育需要）とそれに対応する確保策（保育定員）を示していますが、計画策定時の見込みを超える保育需要が発生している状況です。<br>区では待機児童解消に向け、区立認可保育園の新設、私立認可保育園の誘致などに取り組んでいます。<br>引き続き、待機児童解消に向け、保育定員の拡大に取り組んでいきます。   |                            | 保育・児童施設計画担当    |
|                  |               | 港区では多くの認可園が園庭を持たないのが現状であるが、子どもの健やかな発達のためには、外遊びが欠かせない。麻布地区で日中の公園を歩くと、幼稚園帰りの子どもと、保育園から来た子どもでゴった返しており、走るなど到底できない状態。公園を利用した外遊びは限界にきているのではないか。区の見解を伺いたい。  | 清水委員    | 国は、認可保育園の整備に際して、基準を満たす園庭が確保できない場合、近隣の公園等を園庭に代わる場所とすることを認めています。<br>都心部にある区としては、私立認可保育園を誘致する際、この基準を適用し、保育定員の拡大に取り組み、待機児童を大幅に削減してきました。<br>同時に、区は、園庭のない私立認可保育園などに対し、区有施設を活用したプール遊びや外遊びの場所を提供し、保育環境の充実に向けた支援を行っています。平成 32 年度に元麻布二丁目開設を予定している区立認可保育園でも、園庭のない近隣の私立認可保育園等の支援に活用することを視野に入れて園庭を整備する予定です。 |                            | 保育課            |
|                  |               | 概ね、待機児童を減らすという目的は達しているように思われるが、港区では 0, 1, 2 歳まで保育園で、その後ほかの選択肢に移ってしまうので、3, 4, 5 歳児には空きが出ている状況であったが、無駄なく教育・保育施設を活用するために以下の状況を示してほしい。   | 藤田（純）委員 |  | ① 追加資料 1 参照<br>② 追加資料 2 参照 | ① 保育課<br>② 学務課 |

| 基本方針             | 小項目  | 意見   | 委員名   | 意見に対する区の現状   | 追加資料  | 担当課                    |     |
|------------------|--|--|---|--|---|------------------------|-----|
| 1<br>教育・保育施設等の充実 | (2) ① 保育施設の充実  | ① 各区立・私立保育園の3, 4, 5歳児の空定員について(平成29年度4月時点)  |   |  |   | ① 追加資料1参照<br>② 追加資料2参照 |     |
|                  |  | ② 各区立幼稚園の3, 4, 5歳児の空定員について(平成29年度4月時点)   |   |  |   |                        |     |
|                  |  | 164名の待機児童の年齢別の割合は、どの年齢が多いか   | 藤田(純)委員   | 0歳児:24人、1歳児:116人、2歳児:18人、3歳以上:6人となっています。                 |   |                        | 保育課 |
|                  |  | 新設を推進し、施設の充実を図られるとのこと、H28年度に、幾つかの地区に新設されたことが分かるが、必要とされている地区、年齢に応じて新設、または定員の拡大をされているのかどうかを知りたい。それらに応じて、保育施設を充実されたのかどうか不明な中、A判定が正しいのかどうか迷うところである。施設を新設する事だけが、保育施設の充実に当たるわけではないと思う。例えば、短時間ワークの方向けに「みなと保育サポート」のようなものだけでなく、自宅で見てもらえるシッター派遣事業に補助を支給するなど検討されるのはどうか。 | 村田委員  | 平成29年4月から、0歳~2歳児の待機児童を対象に、家庭で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業を開始しています。 | 具体的に、「XX地区のX才児クラスに、待機児童XX名。XX地区のX才児クラスに、空きXX名。」といった資料<br>→追加資料1参照 | 保育課                    |     |
|                  | 幼児人口の増加は鈍化しているので、この傾向に対応した施策、近い将来の幼児人口減少に備えた施策が求められる。                                      | 北條委員   | 港区では、毎年人口推計を行い、施策検討に活用しています。今後も人口推移を注視し、適切に対応していきます。                    |  |   | 保育・児童施設計画担当            |     |
| (2) ②認定こども園の実施   | 幼保一体型の認定こども園は国が推進し、区民からも高いニーズがある一方で、港区では1園の開設に留まっている。新規園の開設は検討中だというが、なぜか?スピード感のある実施が求められてい | 清水委員   | 待機児童が増加している現状では、認定こども園への移行は、1号認定の定員の設定に伴い既存の保育定員を削減することから、課題があると考えています。 |  |   | 保育課                    |     |

| 基本方針  | 小項目                    | 意見  | 委員名   | 意見に対する区の現状   | 追加資料    | 担当課         |
|---|------------------------|---|---|--|---------|-------------|
| 1<br>教育・保育施設等の充実  | (2) ②認定こども園の実施         | るのではないか。また、2園目を開設するにあたり検討しているのはどのような点か？懸念する部分などもあればお答えいただきたい。   |   |  |         |             |
|   |                        | 港区は幼と保を適切に整備する地域である。保育園の教育機能の充実で対応すべきである。   | 北條委員  | 保育指針に基づき、対応していきます。   |         | 保育課         |
|   | (2) ④家庭的保育事業等の実施       | 区立港南緑水公園内に保育園を作ることによって、近隣在住者や園庭のない保育園の公園不足が深刻化すると思われる。京都では保育園バスを出して散歩や外遊びの実践をしているところがある。園庭のない保育園に保育園バスを出して、近隣の大きな公園に出かけられるよう支援していただきたい。 | 東委員   | 園庭のない私立認可保育園などに対し、区有施設を活用したプール遊びや外遊びの場所を提供し、保育環境の充実に向けた支援を行っています。<br>区としては、公園への送迎を目的としたバスの導入ではなく、区有地や区有施設の活用による私立保育園等への支援に引き続き取り組んでいきます。 |         | 保育課         |
|   | (2) ⑤大規模開発における保育所付置の要請 | 要請した結果、保育所を設置した事業所はどれくらいあるのか？設置が進んでいないとすれば課題はどこにあるのか？その際事業者が使える区の制度などもお示しいただきたい。  | 清水委員  |  | 追加資料3参照 | 保育・児童施設計画担当 |
|   | (2) ⑥事業所内保育事業の実施       | 事業者との協議内容について、具体的に記したほうが区民の理解を得やすいのではないか。   | 柳田委員  | いただいたご意見を踏まえ、検討させていただきます。  |         | 保育・児童施設計画担当 |
| 事業所内保育事業は無認可保育施設と聞いているが、面積基準や職員の配置基準は港区基準で行っているのか。（子どもの死亡事故は圧倒的に無認可が多いです） |                        | 東委員   | 事業所内保育事業は、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育事業の一つの類型であり、区市町村が認可する事業です。設備や運営に関する基準は、「港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」により定めています。 |  | 保育課     |             |



| 基本方針                  | 小項目             | 意見   | 委員名         | 意見に対する区の現状  | 追加資料   | 担当課  |
|-----------------------|-----------------|--|-------------|---|--|--|
| 1<br>教育・保育施設等の充実      | その他             | 多様な子育てを認め、支援する施策を続けてほしい。また、子育て家庭のニーズを丁寧にくみ取る調査の継続をしてほしい。特に、同一家庭の経年変化や、施策によってどのように家庭の考えが変化していったか、などの継続的調査が可能であれば、港区の保護者の子育て観の傾向が明らかになるのではないか。 | 藤田（裕）<br>委員 | <p>① 平成 29 年 5 月に満 2～5 歳児保護者を対象に実施したアンケート調査では、父母ともにフルタイムで働いている場合、子どもが「幼稚園に通っている」が 10.9%、「保育園等に通っている」が 85.5%、「通っていない（自宅での教育・保育）」が 2.7%、「その他」が 0.0%、「無回答」が 0.9% でした。</p> <p>② 平成 29 年 5 月に満 2～5 歳児保護者を対象に実施したアンケート調査では、通っている幼稚園を選んだ理由として、「幼稚園の教育・保育方針や内容が良いから」が最も多く、通っている保育園等を選んだ理由としては、「自宅に近いから」が最も多くなっています。</p> | <p>① 「1 号認定及び 2 号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者」のうち、公私立幼稚園以外の教育環境におかれている幼児の割合と、その教育環境について。（インターナショナルスクールの幼稚園や家庭での教育のみの場合は、どこに含まれているのか）<br/>→左枠にて回答</p> <p>② 乳幼児を育てる家庭がどのような考えのもとで教育環境を選択しているのかわかる資料<br/>→左枠にて回答</p> <p>③ 私立小学校・中学校に在籍している児童・生徒の割合<br/>→平成 29 年 10 月 1 日現在、港区に住民登録がある日本人児童・生徒で、私立小学校等区立小学校以外に在籍している児童の割合は約 23.7%、私立中学校等区立中学校以外に在籍している生徒の割合は約 55.9%です。</p> <p>④ 港区子ども・子育て支援ニーズ調査（平成 25 年度）港区保健福祉基礎調査（就学前児童保護者、平成 25 年度）<br/>→HP を御確認ください。<br/><br/><a href="http://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/shinseido/shinseido.html">http://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/shinseido/shinseido.html</a></p> | <p>① 教育政策担当<br/>② 教育政策担当<br/>③ 学務課<br/>④ 保育・児童施設計画担当</p> |
| 2<br>地域子ども・子育て支援事業の充実 | (3) ①学童クラブ事業の充実 | 学童クラブの需要増加については、定員の弾力化では対応できない状況になっているのではないかと。今後利用する児童数の見通しや新規施設の計画をお示しいただきたい。   | 清水委員        | 学童クラブについては、平成 30 年 4 月に「放課 GO→クラブこうなん」及び「（仮称）白金台学童クラブ」の開設を予定しているほか、児童館の改築や小学校の増築等により学童クラブを整備し、学童クラブ定員を確保します。  | ※資料があれば合わせてご提示ください<br>→データ等はありません。   | 保育・児童施設計画担当<br>子ども家庭課                                    |

| 基本方針                          | 小項目                          | 意見  | 委員名  | 意見に対する区の現状   | 追加資料 | 担当課         |
|-------------------------------|------------------------------|---|------|--|------|-------------|
| 2<br>地域子ども・<br>子育て支援事<br>業の充実 | (4) ①子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の充実 | Pokkeにおける事業実施が「財政援助団体による自主事業」から委託事業に変更とあるが、「財政援助団体による自主事業」というのが分からなかった。運営責任者など、変更に伴いどのような面が変更されるのか。   | 村田委員 | 財政援助団体とは、区が補助金等の財政的援助を行っている団体のことをいいます。区はPokke(芝五丁目子育て支援施設事業)を実施する事業者に対し、事業実施に要する費用の一部を「芝五丁目子育て支援施設事業補助金」として交付しています。<br>事業者は補助金の交付申請時に、自主的に事業内容(自主事業)を提案することができ、ショートステイ事業がこれにあたります。実施内容については、区と協議しながら、事業者の独自性をある程度出すことができます。<br>平成29年度からショートステイ事業は、区が委託する事業となりました。事業者は区が実施するショートステイ事業の受託者として、仕様書に基づき実施しています。<br>(区の事業となったことで、国及び東京都の補助金対象となり、区の特定財源の確保につながっています。) |      | 子ども家庭支援センター |
|                               |                              | Pokkeでの受入年齢が中学生まで引き上げられるという事で、対象は「トワイライトステイ」、「ショートステイ」で、「子育てひろば」「一時あずかり」は対象外という事なのか。「トワイライトステイ」、「ショートステイ」は6ヶ月～対象となっている事もあり、中学生を受け入れるにあたり、安全面、衛生面に配慮したスペースの確保を始め、施設内の整備、改修をされることと思いますが、どのような計画なのか。 | 村田委員 | 対象年齢を中学生まで引き上げた事業は、宿泊を伴うショートステイと、夜10時までお預かりするトワイライトのみです。中学生を受け入れるにあたっては、思春期の子どものプライバシーに配慮し、男女別、年齢別に部屋を分けられるよう改修しています。  |      |             |
|                               | (5) 乳児家庭全戸訪問事業               | 私も数か月前にこの全戸訪問を利用させていただいたが、特に初めて子育てをする親にとって保健師や助産師の訪問は心強いものであった。さらに区が行う、交流の場や子育てサービスの情報にもつながることができた。今後も続けてほしい。   | 清水委員 | 今後も継続して実施します。また、乳児家庭全戸訪問終了後も、母親の体調の変化や、授乳・卒乳等に関する気がかりが出てくることと思います。産後1年未満は、助産師が訪問して相談に応じる「ママの健康相談」が利用できますので、必要時ご活用ください。   |      | 健康推進課       |

| 基本方針                  | 小項目   | 意見   | 委員名   | 意見に対する区の現状  | 追加資料        | 担当課                   |
|-----------------------|---|--|---|---|-------------|-----------------------|
| 2<br>地域子ども・子育て支援事業の充実 | (8) (イ) ①一時預かり事業の拡大                               | 赤坂九丁目および白金台四丁目の託児事業に関し、平成29年に何が実施予定だったのか、この文章では明瞭でないように思う。平成28年度の時点で平成29年に開設が予定されていたのであれば、平成30年度の開設は遅延ではないのか。  | 柳田委員  | 両施設については、平成29年度(平成30年3月)の開設に向け、開設準備を進めていました。<br>このうち、白金台四丁目については、複合施設であることから、施設全体で開設日の調整を行い、開設日を平成30年4月としました。   |             | 保育・児童施設計画担当           |
|                       | (9) ①病児・病後児保育の充実                                  | 訪問型病児・病後児保育利用料助成制度について説明してほしい。   | 藤田(純)委員   | 訪問型病児・病後児サービスを利用した場合、年間5万円(生活保護世帯は10万円)を上限に利用料の一部を助成する制度です。   |             | 保育課                   |
|                       |   | 子どもの最善の利益を前提とすることを明確にすべきである。   | 北條委員  | 保護者の子育てと就労の両立を支援するために必要な施策であると考えていますが、ご意見として受け止めます。   |             | 保育課                   |
|                       | (10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の充実            | 育児サポートこむすびの活用は、利用者にとって大変ありがたいものだと思うが、こむすびの登録までの過程が‘手伝いをしたい…!’と考える方には少しハードルが高いと思う。<br>研修までに時間をかけても、実際に手にする金額などを考えても、登録を躊躇する方も多いと思う。<br>こむすび制度の利用者の需要と供給のバランスはどうなっているのか。 | 村上委員  | こむすびサービス(ファミリーサポートセンター事業)は「育児のお手伝いをしたい方」(協力会員)と「育児のお手伝いをしてほしい方」(利用会員)が地域の中で助け合いながら子育てをする有償のボランティア活動組織です。協力会員として活動する上で、受講が推奨されている「子育て支援員研修」の内容は、子どもの発達や安全に関する知識等、支援の質を確保する上で基本的な内容(国基準)となっています。利用会員の登録数は、ここ数年1,200人~1,600人の間を前後しています。一方、協力会員は、200人前後となっています。利用者のニーズも変わってきており、保育園・幼稚園の送り迎えを時々手伝ってもらうことから、最近では、掛け持ちの習い事の送迎などのために、週に複数回の送迎を繰り返し利用する場合なども見られます。<br>地域の中で育児を助けあう事業として、良い形で継続していくよう協力会員の増員と合わせて実施(マッチング)方法を工夫していくことも課題と捉えています。 |             | 子ども家庭支援センター           |
|                       | その他   | 学童保育1年生の定員が、保育所の5歳児定員に比較して大きく不足している。至急の対応が必要である。   | 北條委員  | 学童クラブの定員は、学齢ごとに定めているものではありませんが、増加する学童クラブ需要に応えるため、引き続き、学童クラブの定員確保に努めます。  |             | 保育・児童施設計画担当<br>子ども家庭課 |
| その他                   | 子どもたちを互いに預かりあうという地域社会の文化を尊重して、保護者への働きかけを強める必要がある。 | 北條委員   | 育児サポートこむすびや派遣型一時保育事業の利用を通じ、保護者が地域社会での預けあいの文化に触れ、実感していただくことに取り組んでいきます。 |   | 子ども家庭支援センター |                       |

| 基本方針                                  | 小項目                          | 意見   | 委員名         | 意見に対する区の現状  | 追加資料 | 担当課 |
|---------------------------------------|------------------------------|--|-------------|---|------|-----|
| 3<br>教育・保育の<br>一体的提供及<br>び推進体制の<br>確保 | (1) ①認定こども園の実施               | 教育と保育の一体化ということで注目されていると思うが、元々の土台があった芝浦アイランドこども園だからできたことだと思う。新たに他地区での施設を具体的に検討しているのか。   | 藤田（純）<br>委員 | 待機児童が増加している現状では、認定こども園への移行は、1号認定の定員の設定に伴い既存の保育定員を削減する必要があることから、課題があると考えています。                        |      | 保育課 |
|                                       |                              | 認定こども園に対する区民のニーズが高いということにも関わらず、依然として区内に一園のみという現状に疑問を感じている。私が「子ども・子育て会議」に初めて参加した2年ほど前も、「引き続き状況を検討していきます」というお話で、現在も同じご回答というのは、あまり進捗されていないように感じ、A判定が妥当なのかどうかと思う。「基本方針4Pg.10小項目(2)①学童クラブ事業における民間活力の導入」のB評価と、どのように違うためA評価にされたのか。どのように計画され、検討されているか、もう少し詳しく教えていただければと思う。 | 村田委員        | 平成27年度の準備を踏まえ、平成28年4月から、認定こども園として運営を開始したことから、計画通りの進捗となっていることからA評価といたしました。                           |      | 保育課 |
|                                       |                              | 認定こども園は人口急減地域向けの施策で、港区においては、費用対効果の観点からも区民の利益にならない。   | 北條委員        | ご指摘の点も踏まえ、今後の展開について検討していきます。  |      | 保育課 |
| 4<br>子ども・子育て支援の質の確保                   | (1) ①乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進 | 研修参加者に各園でフィードバックし〜。とあるが、今年、保育士の経験年数は、公立保育園・私立社会福祉法人・株式会社私立保育園での平均経験年数は、何年になるか。   | 東委員         | 平成29年4月1日現在の保育士の平均経験年数は、公立保育園は13.9年、社会福祉法人私立保育園は9.8年、株式会社私立保育園は5.1年となっています。なお、全私立保育園の平均経験年数は5.8年です。 |      | 保育課 |



| 基本方針                          | 小項目  | 意見  | 委員名   | 意見に対する区の現状   | 追加資料 | 担当課    |
|-------------------------------|--|---|---|--|------|--------|
| 4<br>子ども・子育て支援の質の確保           | (1) ③幼稚園における子育て支援事業の充実   | 小項目のタイトルを「幼稚園における子育ての支援」に変更すべきである。  | 北條委員  | 次期計画策定時は、表現を調整します。   |      | 教育政策担当 |
|                               | (1) ⑤教育・保育施設保育料等の見直し   | 保育料の応能負担は妥当だと考える。しかし、その際、区はより多くの区民が希望すれば保育サービスを利用できるようにすべきである。<br>第2子の保育料を無料としていることは、第2子をもうけ、港区で子育てをするインセンティブになると思う。しかし、待機児童が増加するなか、保育所に入れた人と入れない人の格差を広げてしまうという一面もあると思うが、区の見解を伺いたい。区はすべての区民が受益者たるよう、保育・教育施設の整備や人材の確保にさらに務めるべきである。 | 清水委員  | 保育園保育料については、応能負担の考え方を踏まえつつ、受益者負担の適正化の観点から、見直しを行っていく必要があると考えています。<br>あわせて、待機児童解消に向けて、様々な手法により保育定員の拡大に取り組んでいきます。 |      | 保育課    |
|                               | (1) ⑧保育施設の確認制度の着実な運用   | 指導監督等の対象に、港区保育室は入らないのはなぜか。  | 東委員   | 港区保育室については、区が民間事業者に運営業務を委託している施設であることから、日常業務の関わりの中で、運営に関する指導や助言を行うとともに、必要に応じて運営事業者の本部と意見交換しながら施設を運営しています。      |      | 保育課    |
| (1) ⑨認可外保育施設の指導監督の強化及び保育水準の向上 | 立ち合い件数を記し指導監督を強化したことを以てA評価となっているが、保育水準の向上についても平成28年度の実施予定にあったので、立ち合い時の何らかの取り組み等、保育水準の向上に実際に寄与した内容を具体的に記し、進捗状況を判定する基準にするのも一案かと思う。 | 柳田委員  | 認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県に届け出て開設する施設であり、都道府県が指導監督する施設になります。区は、東京都が行う立入調査に立ち会うことで、認可外保育施設における保育の状況を把握しています。立入調査の結果、都の基準に満たない事項があった場合、東京都が指導し改善を促し、改善状況は東京都に報告されることとなっています。現時点では進捗状況の判定基準とすることは難しいですが、東京都とも連携しながら検討していきます。 |  | 保育課  |        |

| 基本方針                | 小項目                             | 意見   | 委員名   | 意見に対する区の現状   | 追加資料   | 担当課                   |
|---------------------|---------------------------------|--|---|--|--------|-----------------------|
| 4<br>子ども・子育て支援の質の確保 | (1) ⑨認可外保育施設の指導監督の強化及び保育水準の向上   | 認可外保育施設の種類と種類別の施設数について。(認証保育所・ベビーホテル・企業内保育施設・小規模保育室以外にもありますか)  | 東委員   | 認可外保育施設の種類については、児童福祉法に定めはなく、東京都は、認証保育所のほか、ベビーホテル、事業所内保育施設、その他施設に分類し公表しています。<br>東京都が公表している区内の認可外保育施設の施設数は、以下のとおりです(平成29年9月1日現在)。<br>・認証保育所 19施設<br>・ベビーホテル 60施設<br>・事業所内保育施設 2施設<br>・その他施設 11施設 計92施設 |        | 保育課                   |
|                     |                                 | 質の確保のためにどのような項目で指導検査及び訪問指導をしているのか。職員数や対応の仕方、遊び(外遊び)の様子、給食、遊具や玩具、乳母車の安全など細かい指導をお願いしたい。                    | 藤田(純)委員   | 指導検査及び訪問指導では、区や東京都が定める指導検査基準に従い運営がされているか、職員数、建物設備管理、衛生管理、災害対策の状況などを確認するとともに、経験豊かな保育士が実際に保育室の状況を確認し、保育環境などについて指導・助言しながら、保育に関する相談を受けるなどしています。  |        | 保育課                   |
|                     | (1) ⑩児童施設の災害対応能力の向上             | 「児童施設災害行動マニュアル」に基づき訓練を行った実施件数について。   | 東委員   | 平成28年度に、子ども中高生プラザや児童館等(計12館)で「児童施設災害行動マニュアル」に基づく訓練を行った件数は、103件です。  |        | 子ども家庭課                |
|                     | (2) ①学童クラブ事業における民間活力の導入         | 学童クラブの需要が増加していることを鑑みて、民間業者からのニーズの聞き取りなどを行い、運営支援策を早急にまとめるべきである。今後の取り組み予定を「検討します」ではなく、「支援策をまとめる」とすべきではないか。 | 清水委員  | いただいたご意見も参考にしながら、学童クラブの充実に取り組んでいきます。   |        | 保育・児童施設計画担当<br>子ども家庭課 |
|                     | (2) ⑦児童館等の第三者評価等の活用             | 事業内容がアンケート(質の向上のため)のみで、向上を行っているのかどうか、問題がどう解決されているのかがみえない。  | 村上委員  | 第三者評価の結果の詳細を子ども家庭課と各地区総合支所管理課(該当施設担当課)と運営事業者で情報共有し、サービスの向上に役立てています。第三者評価から得られた課題については、運営事業者の本部担当者や施設長等と課題解決に向けて取り組み、サービスの質の向上を図っています。  |        | 子ども家庭課                |
| その他                 | 私立幼稚園の保護者負担軽減補助金の段階的増額を継続してほしい。 | 藤田(裕)委員  | 私立幼稚園の保護者負担軽減補助金は、「保護者の負担を軽減し、もって保育料の公私負担の較差を是正し、幼稚園教育の振興と充実を図る」ことを目的としています。現在、改定作業を行っている港区幼児教育振興アクションプログラムの中で、公私立幼稚園較差の是正に向けた取組の一つとして位置付け、今後のあり方について検討しています。 |  | 教育政策担当 |                       |

| 基本方針                           | 小項目                        | 意見  | 委員名         | 意見に対する区の現状   | 追加資料 | 担当課    |
|--------------------------------|----------------------------|---|-------------|--|------|--------|
| 4<br>子ども・子育て支援の質の確保            | その他                        | 保育の質の維持のため、経験を重ねた先生方にも長く勤めてもらえる環境作りに引き続き区独自の配慮をお願いしたい。  | 藤田（裕）<br>委員 | 私立認可保育園に対して、保育士の確保や定着に向けた支援を実施しており、こうした取り組みを引き続き行っていきます。   |      | 保育課    |
|                                | その他                        | 幼稚園に通わせている家庭の中でも、共働き家庭がある。また、専業主婦家庭であっても、兄弟の園・学校行事等で子どもを預ける必要性が出た場合に、幼稚園の延長保育、あっぱい、ファミサポなど区のサービス以外で、民間学童クラブやシッターなど、民間のサービス・施設を利用した際の費用補助（バウチャーの発行等）があればありがたい。   | 藤田（裕）<br>委員 | 区立幼稚園では、現在、12園中9園で、幼稚園における教育時間終了後から午後4時半まで、1園につき20人を上限に、希望者を対象に行う教育活動である、子育てサポート保育（預かり保育）を実施しています。<br>民間のサービスを利用した際の費用補助は行っていませんが、今後も保護者の子育ての支援として、子育てサポート保育の充実を図っていきます。   |      | 教育政策担当 |
| 5<br>産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保 | ①<br>保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進 | 在宅子育て家庭に向け、同年齢の子どもが在園する保育園に行くことができ、保育士などに育児相談のできる機会を作ってください。ことは大変心強く、今度はさらに「みなとっこ」の充実を図ることを予定されているとのこと、ありがたいことである。「保育園であそぼう」を開催される当日は、現場の方々で対応されていることと思うが、負担を共有するためにも、当日は区内の保健師や子育て事業に関わる方を派遣されることなどは考えられるのか。すでに対応されているのであれば教えてほしい。<br>また、区立保育園で実施しているとのことだが、現在は認可私立保育園が増えている中、そちらにも開催の協力を仰ぐことができると良いと思われる。 | 村田委員        | 区立直営の保育園では、NPO法人のスタッフによる絵本の読み聞かせ、また 中高生プラザとの共催で保健師の派遣を依頼し子育て相談を行っています。また保育園独自で区民課の保健師を呼んで健康相談を行っている保育園もあります。芝浦港南地区では「子育て安心プロジェクト」を実施しており、区民課の保健師、栄養士が月1回各保育園を巡回し栄養相談や計測をおこなっています。大学生のボランティアによるミニコンサートを行っている保育園もあります。<br>認可私立保育園へ調査依頼をおこなったところ13園より回答があり、各園それぞれさまざまな企画を実施しています。 |      | 保育課    |

| 基本方針   | 小項目                          | 意見  | 委員名  | 意見に対する区の現状   | 追加資料 | 担当課   |
|--|------------------------------|---|------|--|------|-------|
| 5<br>産後休業及び<br>育児休業後<br>における円滑な<br>事業利用の確<br>保 | ②<br>育児休業明け入<br>所予約制度の充<br>実 | 育児休業明け入所予約制度は、申し込んだ人のうちどれくらいが入園できているのかわからず「博打」みたいなものだと、育休中の母親たちの中では言われている。利用したほうがいいのかどうか、判断がつかない状況がある。どれくらいの方が実際に入所できているのか、実績などを公表してほしい。  | 清水委員 | 平成 29 年度は 0 歳児クラスに 56 人分の入所枠を確保しました。ほぼ全員が、お子さんの誕生月に入園している状況となっています。  | /    | 保育課   |
|  |                              | 母親学級について<br>名称をすべて両親学級にしてはどうか。出産や育児について学ぶ必要があるのは母親だけではないはず。母親が主に育児を担う傾向は母親学級の時点で始まっているのではないかと思う。また、せめて母親を休日に開催してほしい。働く女性が増えている中、平日昼間の開催では参加できない。  | 清水委員 | 「母親学級」は全 3 回制で、妊娠・出産・育児の情報共有とこれから母親になる方の地域での仲間づくりを目的に開催しています。また「両親学級」は、赤ちゃんが生まれる前から夫婦で協力して出産や子育ての準備をすることを目的に開催しています。限られた時間のため、プログラム内容にそれぞれ違いが有ります。「両親学級」については、参加しやすいよう土曜日に開催しており、「母親学級」への父親の参加、「両親学級」への母親のみの参加もご案内しています。 |      | 健康推進課 |
|  |                              | 保活について<br>実際に経験してみると、保活の大変さは想像を絶するものがある。保育園入所の手続きは複雑で、役所の窓口で質問しているうちに明らかになる情報も多いことから、何度も支所に通う人も少なくない。こうした現状は、区民にも区にとっても大きなコストではないだろうか。区が各保育園に入園可能な点数など、さらなる情報HPなどで公表したり、説明会を頻繁に開催することが負担の軽減につながると思うが、どうか。 | 清水委員 | 平成 29 年 4 月から保育コンシェルジュを配置いたしました。また、区のホームページにつきましても、最低指数の公表も含め、充実に向けて検討していきます。  |      | 保育課   |



| 基本方針   | 小項目                     | 意見  | 委員名         | 意見に対する区の現状   | 追加資料 | 担当課             |
|--|-------------------------|---|-------------|--|------|-----------------|
| 5<br>産後休業及び<br>育児休業後<br>における円滑な<br>事業利用の確<br>保 | 育児休業明け入<br>所予約制度の充<br>実 | 育児休業明け予約制度について、<br>予約者数に対し受け入れ枠は何<br>人か。  | 東委員         | 平成 29 年度は 0 歳児クラスに 56 人分の入所枠を確保しまし<br>た。申し込み者数は 185 人です。   |      | 保育課             |
|  |                         | 育児休業制度をしっかりとって、<br>安心して子育てができるように、<br>休業明けに区立認可保育園や暫定<br>保育室に 100%入所できるように<br>予約制度を充実してもらいたい。   | 藤田（純）<br>委員 | 予約制度の充実に向けて、検討していきます。  |      | 保育課             |
| 6<br>特別な支援が<br>必要な家庭や<br>子どもの施策<br>の充実         | (1) ⑦養育支援<br>訪問の充実      | 昨年、私自身も「妊娠出産時ホ<br>ムヘルプサービス」を利用してお<br>り、産後は大変お世話になりました。<br><br>本来は、妊娠初期のつわりが大変<br>でした時にも利用したかったが、<br>母子手帳の交付後、別途子ども家<br>庭支援センターに来訪し申請、ま<br>たは郵送の対応であったため、コ<br>ピーをとり郵送の手配もままなら<br>ず、利用できなかった。例えば、<br>母子手帳の交付時に最寄りの総合<br>支所にて申請書の提出も同時にで<br>きますと助かるので、今後、検討<br>してほしい。個人的に「産後ド<br>ウーラ」も利用したが、今後は港<br>区にて支援対象に加えていただき、<br>ありがたく思います。 | 村田委員        | 妊娠中のつわりで辛い時に、産前産後家事・育児支援事業を利用<br>される方がいらっしゃることから、早目の申込みが可能なこ<br>とや、申込み方法のわかりやすい周知方法などを工夫するとと<br>もに、利用者からのご意見を伺うなど、より使いやすい事業と<br>なるよう努めます。  |      | 子ども家庭支援<br>センター |
|  | (3) ⑫特別支援<br>教育の推進      | 特別支援の学習支援員の人数と支<br>援教室数について。  | 東委員         | 平成 28 年度学習支援員配置時間数は 40,221.5 時間、特別支援<br>教室数は現在 18 室です。   |      | 学務課             |
|  |                         | 現況をみると、相談件数が多く、<br>実際に支援配置などの処理が速や<br>かにされているのかが疑問に思<br>う。実際に困っている現状を解決<br>できているのか？   | 村上委員        | 特別に支援が必要な生徒一人ひとりの生活上や学習の困難さ<br>を改善するためには、学校での特別な指導だけでなく、在籍学<br>級と家庭と連携した継続的な指導が重要です。事前に保護者、<br>学校及び教育委員会が学習支援員配置や特別支援教室通室の<br>効果について、共通の理解をもつことで、一層の効果が期待で<br>きます。また、早期に支援が必要な場合は、保護者、学校及び<br>教育委員会で相談の上、特別支援室通室を早めることもありま<br>す。 |      | 学務課             |

| 基本方針                       | 小項目            | 意見  | 委員名     | 意見に対する区の現状   | 追加資料 | 担当課         |
|----------------------------|----------------|---|---------|--|------|-------------|
| 6<br>特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実 | (3) ⑫特別支援教育の推進 | 平成33年に整備される「港区子ども家庭総合支援センター」に関して、より虐待事案に対する専門性の高い職員の配置が不可欠と考えるが、港区として、専門性の高い職員を育て、長期的に雇用できるよう計画してほしい。<br>非常勤の雇用形態で、どこまでの養育困難家庭を継続的に支援することができるか疑問に感じる。 | 藤田（裕）委員 | (仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所と子ども家庭支援センター等の複合施設です。施設には、児童福祉法等に定められた専門職員を配置する必要があり、専門性強化のため、児童相談所への職員派遣や専門研修への参加などに取り組んでいます。<br>特に児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、保健師のほか、医師、弁護士などの配置が必要です。職種に応じた雇用形態により専門性の高い職員を確保、育成し、要保護児童等への支援を充実させていきます。 |      | 児童相談所設置準備担当 |
|                            |                | 社会的養護をされる立場に置かれた子どもたちが、経済的・心理的な課題を最小限にとどめて自立できるような環境の整備をしてほしい。  | 藤田（裕）委員 | 経済的な課題については、就学援助費や就学奨励費を支給しています。心理的な課題については、学校にスクールカウンセラーを配置し、対応しています。   |      | 学務課         |
|                            |                | 学童クラブ等の施設において、未診断や保護者の協力が得られない家庭のグレーゾーンの子子ども達を対象に、感覚統合訓練や SST といった療育のプログラムを受けられるようなシステムを導入してはどうか。   | 藤田（裕）委員 | 各学童クラブにおいて障害児や言動の気になる児童がいる場合、施設の希望に応じて、臨床心理士や特別支援学校の先生などによる巡回指導を実施しており、これらの児童に対する対応について職員が学ぶ場としています。<br>療育の視点も踏まえたイベントの企画等につきましては、いただいたご意見も参考にしながら検討します。   |      | 子ども家庭課      |
|                            |                | 学校内での通級指導とは別に、放課後の時間を利用できれば、効果も高まるのではないか。   | 藤田（裕）委員 | 放課後等デイサービスとの連携を深めていきます。  |      | 学務課         |
|                            |                | 特別な療育に通う、という抵抗感を少なくし、子どもたちの発達を促進するようなプログラムを定期的に提供できると困り感を抱えた子どもたちのサポートになるのではないか。  | 藤田（裕）委員 | 各幼稚園へ特別支援アドバイザー等が巡回し、指導・助言を行っています。   |      | 指導室         |
|                            |                |   |         |  |      |             |

| 基本方針                                | 小項目                  | 意見   | 委員名  | 意見に対する区の現状  | 追加資料      | 担当課         |
|-------------------------------------|----------------------|--|------|---|-----------|-------------|
| 7<br>ワーク・ライフ・バランス<br>実現のための<br>環境整備 | (1) ①ワーク・ライフ・バランスの推進 | ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる中小企業認定は非常に良い事だと思う。保育園でも行っているところを認定してほしい。今年、各大学に求人を出したところ愛知県の名古屋学芸大学から求人受理にあたっての「青少年の雇用の促進に関する法律」に伴って「自己申告書」の提出を求められる。過重労働の制限などに対する規定で長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがある等労働基準法に関する規定で若者の継続就業を守る内容であった。学校側が求人受理にあたって慎重になっている背景には保育園の中にはライフ・ワーク・バランスに欠ける職場があるという事だと考える。 | 東委員  | 区は、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業により、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業を認定し、その取組を広く紹介しています。<br>区内に事業所を置く、中小企業基本法第2条第1項に該当する企業を対象としており、対象となる取組は、子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場環境づくりの4分野です。認定企業については、広報みなとや区ホームページ、広報番組、男女平等参画情報誌「オアシス」等で紹介するとともに、区の契約制度において優遇措置を受けることができます。平成28年度現在、認定企業は38社です。 | 追加資料 3 参照 | 人権・男女平等参画担当 |
|                                     | (1) ⑥事業所内保育の実施       | 事業所内保育の実施を希望する事業所と協議した結果、いくつの保育所を開設に結び付けることができたか、数値目標で示すべきだと思うが、どうか。   | 清水委員 |   |           | 保育・児童施設計画担当 |
|                                     | (2) ①父親の子育ての参加の環境づくり | 昨年、リーブラの助成事業にて日曜日に「両親・父親学級」を開催したところ、両親学級には多くの参加者、そして父親のみを対象とした講座には参加者が少なかった。理由としては、「父親のみで参加するのは恥ずかしい、躊躇する、奥さんと一緒に参加したい」という声が聞かれた。「父親(男性)」のみを対象としなくとも、父親も参加可にし、そして参加しやすい日曜日に開催することが重  | 村田委員 | ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけとして、父親の子育てに着目し、子育てをとおして父親同士が仲間を作れるよう「PaPaの子育て応援講座」を土曜日に開催しています。内容は、講演、ワークショップや子どもとの遊び実演、簡単に作れる料理教室などです。<br>開催の日や会場、参加対象者、講座内容について検討し、多くの父親、母親に生活・子育て・仕事のことを考えるきっかけを作っていきます。  |           | 子ども家庭課      |

| 基本方針                                | 小項目  | 意見   | 委員名                                    | 意見に対する区の現状  | 追加資料  | 担当課                          |
|-------------------------------------|--|--|--|---|---|------------------------------|
| 7<br>ワーク・ライフ・バランス<br>実現のための<br>環境整備 | (2) ①父親の子<br>育ての参加の環<br>境づくり   | 要だと思われる。多くの男性は、子育て、そして奥さんの助けになりたい、と思われつつも、参加できる機会が少ないのだと思う。ぜひ、区主催の講座開設で、日曜日実施のものを増やしてほしい。  |  |   |   |                              |
|                                     |  | 父親の子育ての参加、イベントは大いに賛成であるが「港区父親手帳」というものが、父親の育児促進になるのか、子どもを育てるのに性差の違いはなく、母子手帳があるなら「父親手帳」もつくるといような安易なことに予算を使うことに疑問が残る。<br>父親手帳の内容が母親に情報共有できないものか、よくわからない。ただし、父子家庭における女兒の育児についてのガイダンスなどの（メンタル身体的）父親手帳なら理解はできる。<br>父親手帳の予算、またこの手帳への反応はどうか。 | 村上委員                                   | 【父親手帳の作成実績及び予算について】<br>平成 26 年 3 月に発行した初版は、3,400 部を発行し、経費は 1,795,500 円でした。その後も毎年、増刷し、平成 29 年度は第 5 版として 2,000 部の発行を予定しており、予算は 294,600 円となっています。<br>【父親手帳の反応について】<br>「港区父親手帳」は、妊娠期から夫婦で出産を迎え、子育てを行うことに関する情報をまとめた内容になっています。みなと保健所が行う両親学級での配布のほか、各地区総合支所、子ども家庭課、子ども家庭支援センター、子育てひろば等の窓口でも配布しています。<br>エピソードとしては、母子手帳交付でいらした妊娠中の方が「夫にぜひ読んでもらいたい」と持ち帰ったり、子育てひろばに子どもと遊びに来た父親が「一人目の時に知っていたら・・・二人目の時に参考にします」と持って行かれたりしているとのことです。 |   | 子ども家庭課                       |
|                                     | (2) ②育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進   | 男性の育児休業取得率は、全国で 2.6% (28 年度)。国は 2020 年度までに 13%にすることが目標であるが、港区の数値目標はあるか。  | 清水委員                                   | 区内事業者を対象とした数値目標は掲げていません。<br>なお、区職員を対象とした数値目標については、平成 28 年 3 月に策定した「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」において、男性職員の育児休業取得率を平成 32 年度までに 15%以上とする目標を掲げています。  | 【参考】<br>港区の男性育休取得率の推移などデータ<br>→取得状況の推移（取得人数、取得率、平均取得日数）<br>平成 26 年度（3 人、9.7%、77.3 日）<br>平成 27 年度（3 人、13.6%、30.3 日）<br>平成 28 年度（4 人、11.4%、148.0 日） | 人権・男女平等参画担当<br>(職員については、人事課) |
| (3) ①港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン         | 港区は定数削減が行き過ぎていると思う。人口増に伴った職員配置が不足しているために区民サービスが追い付いていないような気がする。特に、保育課の平均残業時間は何時間か。また残業時間が 100 時間超える職員は何人か。 | 東委員  | 平成 28 年度の保育課職員の時間外勤務は平均月 22 時間となっています。 |   |   | 保育課                          |



| 基本方針                    | 小項目   | 意見   | 委員名   | 意見に対する区の現状   | 追加資料   | 担当課                     |
|-------------------------|---|--|---|--|--------|-------------------------|
| 9<br>子どもの健全な育成にむけた施策の推進 | (1) ①公園の整備  | 公園整備も必要ですが、白金2丁目服部時計店跡地を区で買い上げ公園にする計画を作ってはどうか。   | 東委員   | 当該地は、区として取得し、活用する意思はありません。   |        | 土木課<br>企画課<br>用地・施設活用担当 |
|                         |   | 保育園児などの利用により、日中どのような時間でも公園には子どもたちが常にいるようになった。最近、豪雨、落雷が突然くることが多くなり、公園に逃げ場となる屋根つきの建物がどの公園にもあるといいと考える。<br>また、気温の上昇により熱中症の問題もあり、木陰だけでは対処できないように思う。災害時もしかりだが、公園での防災設備もあると良いと思う。(たとえば、オブジェの携帯充電など) | 村上委員  | 公園は、屋外における休養や散策、遊びや運動、その他のレクリエーション利用とオープンスペースの確保を目的に設置された施設で、都市公園法では、敷地に対する建築物を建てられる割合を敷地面積の2%と定めています。このため、敷地面積の小さな区立公園や児童遊園では、屋根つきの建物は、設置していない公園等が多くあります。一方、防災施設としては、施設改修に合わせて、かまどベンチやマンホールトイレの設置を進めています。 |        | 土木課                     |
|                         | (1) ⑤快適な公衆・公園トイレの整備   | 幼児用のトイレの設置もしてほしい。  | 東委員   | 区では、公園や児童遊園トイレの改修に合わせて、子ども用便座や幼児用便器の設置を進めています。   |        | 土木課                     |
|                         | (1) ⑥保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援  | 環境学習の支援では、モデル事業だけでなくすべての子どもを対象に実施してほしい。園庭のない保育園に対して支援が必要だと思います。また、0~2才乳児も自然との触れ合いは大切である。   | 東委員   | この事業は、28年度から初めてスタートした事業であり、開始時点ではモデル事業として行い、効果や課題を検証した後に、事業を広く展開していくものです。今後は、各学校の意向も踏まえながら、モデル校以外にも支援を実施し、更に小学校だけでなく保育園・幼稚園にも範囲を広げて支援します。  |        | 環境課                     |
| (3) 地域における子ども・子育て支援の取組  | 各地区で開催されている子育て支援事業は、地区の属性に合わせて個別に企画・運営をされていると思う。各地区での取り組み好事例の紹介、意見交換などはされているのか。そして、区全体ではどのように情報共有をしているのか。 | 村田委員   | 各地区の保健師が定例的に集まる保健師連絡会では、各地区の子育て支援事業の情報共有や提供を随時行い意見交換等も行っています。 |  | 芝地区区民課 |                         |

| 基本方針               | 小項目                    | 意見  | 委員名     | 意見に対する区の現状   | 追加資料  | 担当課     |
|--------------------|------------------------|---|---------|--|---|---------|
| その他（基本方針に該当しないご意見） | (3) 地域における子ども・子育て支援の取組 | 子どもの貧困対策について、文京区がおこなっている「子ども宅食」のようなシステムの導入も一案ではないか。                 | 藤田（裕）委員 | 子どもの未来応援施策を推進するうえでの課題と認識しています。   |   | 子ども家庭課  |
|                    |                        | 子どもの貧困問題への取組について教えてほしい。その中で、どのような形で支援につながる場合が多いのか、支援の課題と考えている事柄は何か。 | 東委員     | <p>平成28年7月から8月に実施した、「子どもの未来応援施策基礎調査」において、経済的に問題のない家庭でも、その家庭環境において様々な問題を抱えている子どもが存在し、子どもが将来貧困に陥る原因は、必ずしも家庭の経済的な状況でないことが確認できました。この区の特性を踏まえ、子どもの貧困対策を「子どもの未来応援施策」として、「教育・学習の支援」、「生活環境の安定の支援」、「経済的安定の支援」の3つの支援の柱に基づき、全庁をあげて横断的、総合的に取り組んでいきます。</p> <p>また、「港区子どもの未来応援施策基礎調査」におけるアンケート調査・ヒアリング調査を通じて、以下を課題としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【継続的な支援体制】親と子どもに対する、子どもの成長段階に応じた途切れることのない継続的な支援体制の必要性</li> <li>・【子育て家庭の社会参加と生活の支援】子育て家庭の親子の孤立の解消と生活の支援の必要性</li> <li>・【居場所や子どもの見本となる大人の存在】子どもが安心して居られる居場所・子どもにとって理想となる大人の存在の必要性</li> <li>・【学習・教育の支援】無料の学習支援の必要性</li> <li>・【子どもに対する情報発信】子ども自身に対する進学費用等の情報提供の必要性</li> </ul> | <p>→「港区子どもの未来応援施策基礎調査」の結果詳細につきましては、HPを御確認ください。</p> <p><a href="http://www.city.minato.tokyo.jp/jirit-susien/documents/20161226kiso.pdf">http://www.city.minato.tokyo.jp/jirit-susien/documents/20161226kiso.pdf</a></p> | 生活福祉調整課 |